

伯耆町高齢者福祉計画の概要

今後の高齢者を取り巻く社会環境の大きな変化に総合的に対応し、高齢者の福祉施策を円滑に進めていくため、高齢者福祉計画の見直しを行いました。

1. 計画期間

平成 27 年度から平成 29 年度までの3年間

2. 計画策定の目的

平成 37 年（2025 年）には、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上となることから、高齢化が一層進行することが予測され、総合的な対策が求められているため、これまでの高齢者福祉施策の実績や地域特性を考慮し今後の施策の方向性を示すことによって、高齢者福祉の一層の推進を図ることを目的とする。

3. 計画の位置づけ

老人福祉法第 20 条の 8 に規定される「老人福祉計画」

4. 基本的課題

団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）に向けて、支援の必要な高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」、「生活支援」の 5 サービスが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築していく。

高齢化が進む中、単に「長生きをする」だけでなく、高齢になっても住み慣れた地域で、いつまでも健康でいきいきと暮らし続けることが、住民すべての願いであり、介護が必要な状態とならないように、高齢者が自ら積極的に健康づくりに取り組めるように支援していく。

5. 計画の基本理念

「年をとっても生き生き安心のまち伯耆町」
（伯耆町版地域包括ケアシステムの実現を目指して）

6. 計画の基本目標

- 1 地域で支え合う仕組みづくり
- 2 生き生きと活動できる健康な暮らしづくり
- 3 安心して暮らせるまちづくり

7. 本計画のポイント

(1) 関係機関との連携強化

医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域の医師会等と連携しつつ在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。

また、地域包括支援センターを核として地域包括ケア会議を実施し、保健・医療・福祉などの関係機関と連携を図りながら、地域における高齢者の支援体制の強化に努めていきます。

(2) 支え合いの体制づくりの推進

地域における多様な主体による多様な相互の支え合い活動を活発化するため、老人クラブ、自治会などへの福祉活動への働きかけを進めるとともに、NPOやボランティア活動の育成・支援を進めます。

また、地域における生活支援機能の充実・強化に向けて、生活支援にかかる関係機関による協議体を組織するとともに、地域の支え合いを推進する生活支援コーディネーターの配置をおこないます。

(3) 認知症ケア対策の推進

この度の介護保険制度改正により、認知症総合支援事業を平成 30 年度からは全市町村で実施することとされました。このため、南部箕蚊屋広域連合と連携しながら認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員の配置に取り組みます。

また、認知症の在宅支援に係る医療や介護サービスの情報を体系的に整理し資料化するとともに、地域包括支援センターで地域の情報や標準的な情報を提供できるよう認知症ケアパスの作成と普及に取り組みます。

(4) 地域支援事業の充実

予防給付のうち、訪問介護・通所介護については、平成 29 年度末までに新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「新総合事業」という。）へ移行することになります。

これまでの介護保険事業所による既存サービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用した高齢者支援を行っていくことになります。

南部箕蚊屋広域連合では、この新総合事業を平成 28 年 4 月から開始することとしています。事業の実施にあたっては、既存のサービスを活かしながらさらなる多様なサービスの充実を図ります。